

誰もが安心して働き活躍できる社会へ

I 管内の概況



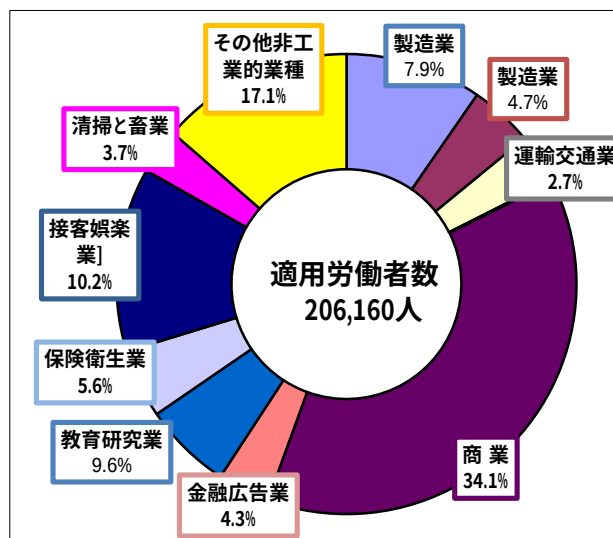
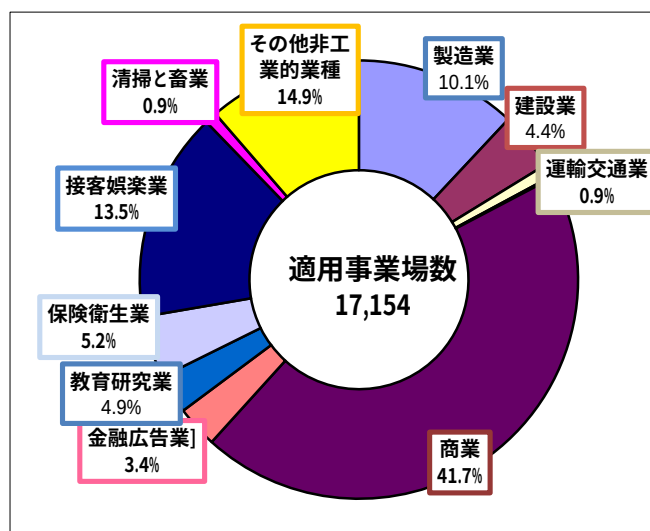
当署の管轄区域は、台東区全域です。台東区は東京都23区の東部に位置し、面積は10.11km²で、23区中最も狭く、東京都の約0.5%にあたります。

管内の人口は、216,696人となっており、東京都の約1.5%にあたります(令和7年4月1日現在)。

江戸時代は、職人町、下町などの庶民の町のほか、多数の寺社が建立され門前町としても栄えていました。現在は、上野、浅草の2つの繁華街を抱えるほか、国立美術館、上野公園、浅草寺などを有する東京を代表する観光の地となっています。

管内は、全国的にも有名な上野・御徒町駅界隈のアメヤ横丁、浅草寺参道仲見世通り商店街や都内有数の中小企業と地場産業の集積地があります。江戸時代は、銀器、仏壇など、家具や食器、そして人形や玩具の製造が盛んであり、現在も卸・小売業が繁栄しています。そして、明治時代からは日本における靴、鞆の製造・卸の中心地としての役割の果たしています。また、御徒町周辺では、宝石、アクセサリーの製造・販売業が集中し宝飾品街を形成し、台東区秋葉原地区には情報関連産業が集中しています。なお、上野駅西側の上野公園には、日本を代表する博物館、美術館、動物園等の教育・文化施設が多数存在しています。

II 事業場の状況



当署管内の適用事業場数は17,154事業場、適用労働者数は206,160人です(令和3年経済センサスによる)。

業種としては、商業が7,158事業場で41.7%、労働者70,283人で34.1%を占め、次いで接客娯楽業が2,324事業場(13.5%)労働者数21,055人(10.2%)となっており、非工業的業種が適用事業場の84.4%、労働者数で84.5%を占めています。また、適用事業場の74.7%は常用労働者数9人以下の事業場です。

III 上野署の取組

1 長時間労働の抑制と過重労働による健康障害防止

- (1) 時間外労働の上限規制の遵守状況等について確認し、問題が認められた場合には、必要な指導を行います。

長時間労働を抑制するためには労働時間を適正に把握することが前提となることから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知及び徹底を図ります。

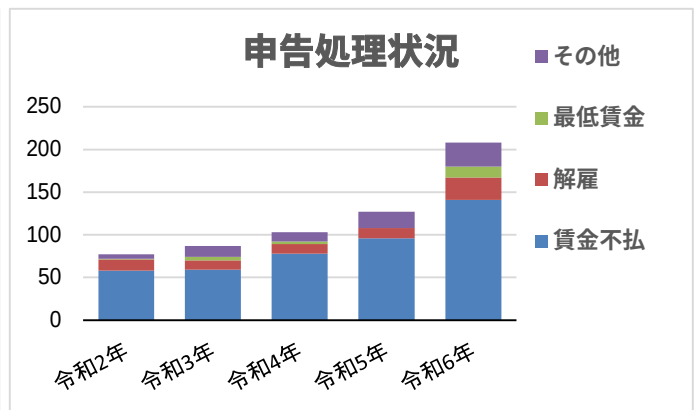
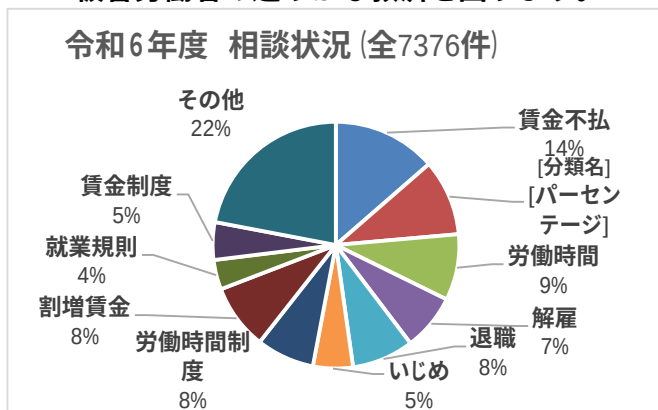
- (2) 過重労働による健康障害防止を図るため、労働時間の状況の把握及び当該把握結果に基づく面接指導、安衛法第66条の8の3に基づくストレスチェック制度の実施状況について確認し、問題が認められた場合は必要な指導を行います。
- (3) 過重労働による業務上疾病を発生させた事業場、時間外・休日労働時間が1か月80時間を超えていると考えられる事業場などに対する指導を強化し、労働基準関係法令違反が認められるものについては、司法処分を含めて厳正に対処します。

2 中小企業及び令和6年度適用開始業務等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

- (1) 労働時間相談・支援班は、中小企業を中心とする事業場に対し、労働時間相談・支援コーナーでの相談対応のほか、説明会の開催並びに訪問支援を実施し、法の趣旨・内容の理解の促進に努め、労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和推進等の観点から、きめ細やかな周知・支援等を行います。
- (2) 東京働き方改革推進支援センターや働き方改革推進支援助成金の活用に向けた周知に努め、働き方改革の推進に向けて適切な労務管理の導入等が図られるよう支援を行います。
- (3) 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された医師、自動車運転者、建設業について、働き方改革が円滑に推進されるよう、積極的に支援します。
- (4) 年5日の年次有給休暇の確実な取得、長時間労働の是正に向けた労使の自主的な取組を支援していくため、「労働時間等見直しガイドライン」や「働き方・休み方改善ポータルサイト」等の周知を図ります。
- (5) 東京労働局雇用環境・均等部と連携し同一労働・同一賃金の遵守の徹底に取り組みます。

3 一般労働条件の確保

- (1) 法定労働条件の履行確保が懸念される事案については、迅速かつ的確な監督指導を実施します。
- (2) 窓口体制を充実し、申告・相談者に懇切・丁寧な対応を行うとともに、賃金不払、解雇等の申告事案については優先的に監督指導を行い、迅速かつ的確な処理を行います。
- (3) 賃金不払残業を発生させないよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき労働時間管理の適正化が図られるよう指導を行います。
- (4) 企業倒産等による賃金不払事案については、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図り、被害労働者の速やかな救済を図ります。

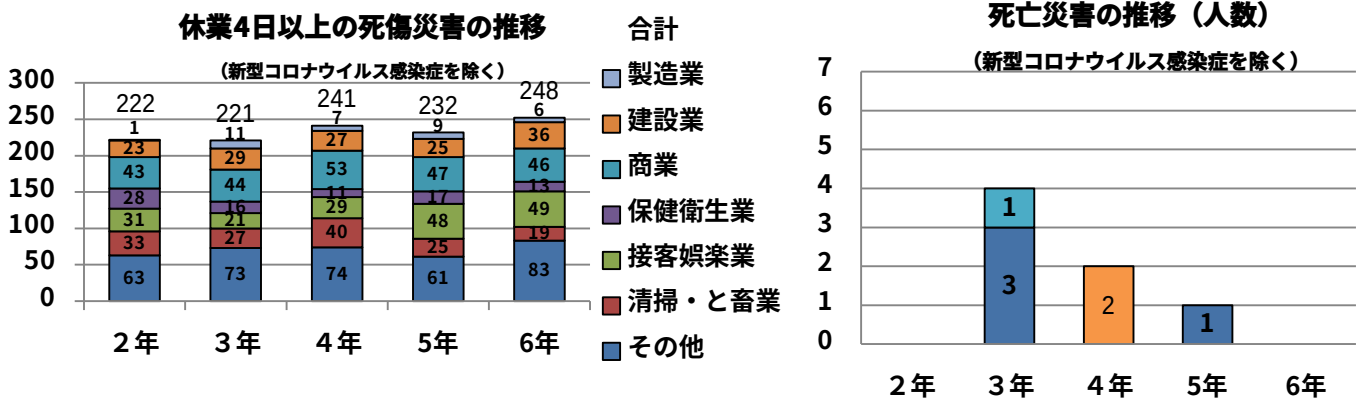


4 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- (1) 最低賃金額について、地方公共団体、各種団体等の協力も得て、あらゆる機会を通じて周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行い、最低賃金の履行確保を図ります。併せて、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者への支援策の周知・利用促進に努めます。
- (2) 事業主の皆様が、賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者への支援策等がわかる資料を提供し、企業の賃上げへの支援を行います。
- (3) 中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき監督指導にて「買いたたき」等が疑われる場合は、関係機関と連携を図りつつ最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引き上げに向けた環境整備等の取組を行います。

5 安全確保対策

当署管内における令和6年の死亡災害の発生は0件で、前年と比べて1件減少しました。業種別では、商業、清掃・と畜業、接客娯楽業、建設業で死傷災害が多く発生しています。令和7年度は第14次労働災害防止計画（5か年）の3年目であり、「Safe Work TOKYO」の下、トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」をキャッチフレーズに、リスク低減活動の促進強化、安全衛生管理体制の確立・維持、多発している墜落・転落災害及び転倒災害に対する防止対策の推進について充実を図りつつ、死亡災害0件および死傷災害件数の減少を目指して下記の各種の取組みを実施します。

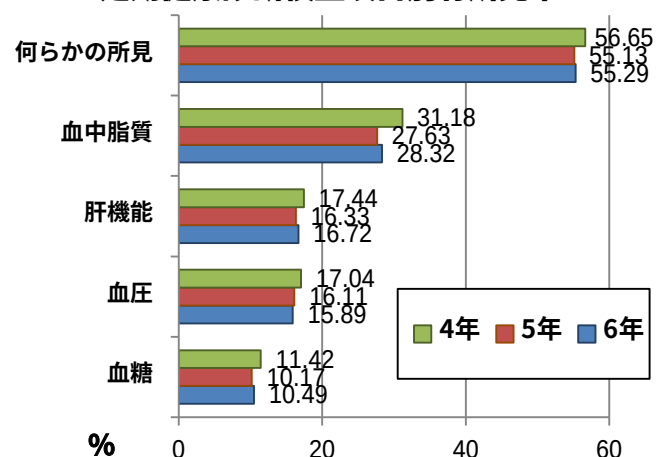


- (1) 建築物の老朽化に伴う解体・建替工事等、増加傾向にある建設工事現場に対する労働災害防止対策の強化を図ります。
- (2) 墜落・転落災害防止に向けて、改正労働安全衛生規則および「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」を周知し、点検者の指名及び適切な点検の実施の徹底を図るとともに、現場着工時指導等の強化、現場・本社が連携したリスク低減活動の定着等を図ります。
- (3) 業種横断的重点対策として転倒災害防止対策、交通労働災害防止対策、非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策、リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入による自主的な安全衛生活動（「自主的なリスク低減活動」）の普及と定着を図ります。
- (4) 第三次産業に対しては、安全衛生管理体制の確立とリスクアセスメントの実施、定着化を図り、安全衛生管理活動の活性化を図ります。

6 健康確保対策

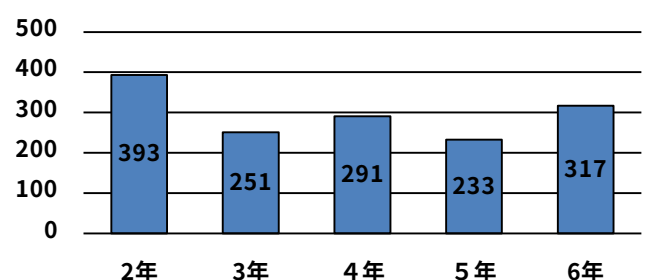
定期健康診断結果報告等によると、図のとおり「何らかの所見を有する」労働者の割合は高止まりの状況にあり、脳・心臓疾患の発症につながる項目で「所見を有する」労働者についても依然として高い率で認められています。また、ストレスチェックの結果等の報告によると、面接指導を受けた労働者（高ストレス者）が図のとおり報告されています。当署では職業性疾病の予防および労働者の健康保持増進のため、下記の取組みを実施します。

定期健康診断検査項目別有所見率



- (1) ストレスチェックの結果を集団分析し、その結果を活用する等、メンタルヘルス対策の取組の強化を着実に推進します。
- (2) 令和5年度から開始した第10次粉じん障害防止総合対策（5か年）を推進します。
- (3) 災害性腰痛が多発している小売業、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業を重点に腰痛予防対策に取り組みます。
- (4) 屋外作業を有する事業場を重点に熱中症予防対策の徹底を図ります。

ストレスチェックにおける面接指導を受けた労働者数

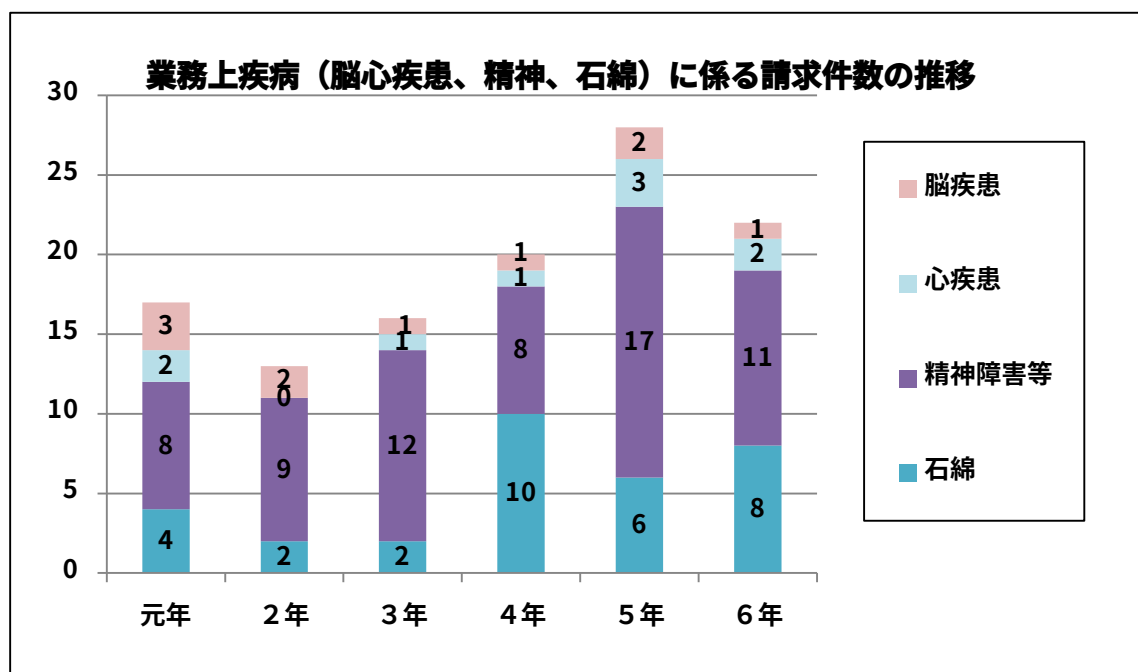


- (5) 労働者の健康管理対策として、事業場における労働衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、台東区地域産業保健センターの利用を促進します。
- (6) 化学物質管理対策として、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしたラベル表示・SDSの交付と入手の徹底、リスクアセスメントの実施、化学物質管理者の選任の指導等、自律的な化学物質管理の促進を図ります。
- (7) 石綿（アスベスト）使用の建築物等の改修・解体作業に対し、適切な事前調査の実施、報告等を徹底させ、届出審査、店社や現場への立入調査等により、適切なばく露防止措置の徹底を図ります。
- (8) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を図ります。

7 労災補償対策

労災保険は、原則として、労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。

- (1) 労災保険の窓口において、懇切・丁寧な相談対応に努めます。
- (2) 被災された労働者の方からの療養や休業、後遺障害に関する労災請求、ご遺族の方からの労災請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
- (3) 脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求について、迅速・適正な処理を行うとともに、関係部署への速やかな情報提供により、適正な労働時間の把握の徹底を図ります。
- (4) 石綿関連疾患の労災請求について、効率的な調査を行い、迅速・適正な処理を行うとともに、適正な給付のため、労災請求の勧奨を行います。
- (5) 労災年金手続の際に取得した個人番号（マイナンバー）及び特定個人情報の取扱いにあたっては厳格な安全管理措置を講じます。



上野労働基準監督署

〒110-0008 東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎7階

電話 方面 03-6872-1230
 安全衛生課 03-6872-1315
 労災課 03-6872-1316
 総合労働相談コーナー 03-6872-1144



(令和7年4月)